

喫煙可能室設置施設届出書を提出された飲食店の方へ

受付時に説明した「喫煙エリアへの 20 歳未満の立入禁止」「喫煙可能店の標識の掲示」のほか、以下に注意して営業してください。

■ お店では、以下の書類を保存しておいてください。

- 客席部分の床面積に係る資料（店舗図面に寸法と客席部分の面積㎡数、区画がわかるよう記載したもの）
- 法人の場合、資本金の額又は出資の総額に係る資料（資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書等）

■ 営業について広告宣伝を行う場合は、喫煙可能室を設置していることを明らかにしてください。

■ 変更・廃止の場合は届出してください。

- 名称が変わった場合や、相続により承継した場合などは変更届を提出してください。
- 移転した場合、事業譲渡した場合、廃止した場合、店内禁煙にした場合は、廃止届を提出してください。
- そのほか、変更該当するののか、廃止に該当するののか不明な場合はお問い合わせください。

ご不明な点は、寝屋川市保健所 保健総務課にお問い合わせください。

（電話：072-829-7771）